

県立延岡病院警備等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年8月

県立延岡病院

1 趣旨

本実施要領は、県立延岡病院の警備等業務委託について広く企画提案を募集し、総合的な審査により委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務件名

県立延岡病院警備等業務委託

(2) 業務内容

別添「県立延岡病院警備等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行場所

県立延岡病院 宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10

(4) 予定履行期間

令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

(5) 想定予算上限額

当該業務に係る上限額は、78,991,338円（消費税及び地方消費税を含む。消費税は10%での積算とする。）とする。

ただし、この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

3 優先交渉権者選定の方法

公募型プロポーザルにより行う。

優先交渉権者の選定に当たっては、県立延岡病院の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、業務の円滑な運営に寄与することができる事業者であるかなどについて総合的に評価し、優れた提案をした応募者を優先交渉権者とし、契約内容について更に交渉を行った上で、受託予定者を決定する。

手続の流れは、次に示すとおり。

(1) 本業務の受託希望者を公募により募集する。

(2) 応募者の参加資格について審査を行う。

(3) 参加資格審査に合格した応募者のみ企画提案書を提出する。

(4) 県立延岡病院内に設置した選定委員会が審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(5) 優先交渉権者と業務委託に関する詳細協議を行う。

ただし、協議が整わず、契約見込みがないときは、次点の応募者と契約に向けて協議する。協議が整った者を受託予定者とする。

4 事務局

本公募型プロポーザルに関する事務局は、以下に置く。

県立延岡病院 事務部 総務課 庶務担当

〒882-0835

宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10

電話 0982-32-6757 F A X 0982-32-6759

E-mail nobeoka-hp@pref.miyazaki.lg.jp

5 参加要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年1月12日告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。
- (3) 名簿において等級Aに格付けされている者であること。
- (4) 宮崎県内に本店を有していること。
- (5) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (6) 令和4年度において当該入札に係る物件を受託し、誠実に業務を履行している者、宮崎県内に所在する建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする一契約に基づく業務（以下「同種業務」という。）が令和4年度の参加資格確認申請書類提出日から45日以内に終了する場合にあっては、同種業務を誠実に履行している者、又は令和2年4月1日から参加資格確認申請書類提出日の前日までの間に宮崎県内に所在する建物（施設）において、同種業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者であること。なお、「種類及び規模を同じくする一契約」とは、建物の延べ床面積15,000㎡以上の12箇月以上継続したものを一契約とする。（別記資料参照）
- (7) 公告日から企画提案書提出期限までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 警備業法（昭和47年法律第177号）第5条の規定による宮崎県公安委員会の認定を受け、又は同法第9条若しくは第40条の規定による宮崎県公安委員会の届出を行った者であること。

6 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間及び交付場所

公募型プロポーザルの実施に関する要領、仕様書の交付期間及び交付場所は次に示すとおり。

- (1) 交付日時
令和4年8月1日(月)から令和4年8月10日(水)までの日
(土曜日、日曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
「4 事務局」および県立延岡病院ホームページに掲載する。
ホームページアドレス <http://nobeoka-kenbyo.jp>
- (3) その他
交付場所において次の書類を交付する。
 - ① 公募型プロポーザル実施要領
 - ② 県立延岡病院警備等業務委託仕様書
 - ③ 警備業務等実施要領
 - ④ 様式集
 - ⑤ 審査基準
 - ⑥ その他参考資料

7 質疑照会

- (1) 提出方法
本企画提案及び仕様書等に対し質問がある場合には、質問票（様式第2号）に記載の上、次により提出する。
- (2) 受付期間
令和4年8月1日(月)から令和4年8月10日(水)までの日の午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メールにて「4 事務局」まで送付すること。
電話、FAX、その他の照会には応じない。

(4) 回答方法

質問票受付後、質問内容とともに令和4年8月19日(金)までに、内容に応じ、随時企画提案書の提出を要請している者全員に対して電子メールにて回答する。回答は、実施要領、その他関係資料の追加、修正とみなすものとする。

8 資格審査

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格を有することを証明するため、次の書類を提出しなければならない。

(1) 参加資格確認申請書類

次の①から⑦の順にA4ファイル(タテ型)に綴じて、1部提出すること。

- ① 参加表明書兼参加資格審査申請書(様式第1号)
- ② 参加要件に係る申立書(様式第1-2号)
- ③ 会社概要等整理票(様式第1-3号)
- ④ 法人にあっては登記事項証明書の写し又は個人にあっては身分証明書の写し(発行日から6か月以内のもの)
- ⑤ 宮崎県の県税、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し(発行日から6か月以内のもの)
- ⑥ 本物件の令和4年度に係る契約書の写し、又は前々年度から当該年度の参加資格確認申請書類提出日から45日以内までの間の宮崎県内に所在する1建物(施設)における同種業務実績調書(別記様式第2号)もしくは委託業務履行証明書(別記様式第3号)
- ⑦ 警備業法(昭和47年法律第177号)第5条の規定する宮崎県公安委員会認定書の写し、又は同法第9条若しくは第40条の規定する宮崎県公安委員会が受理した旨の証明書の写し
- ⑧ 賠償責任保険証券の写し(保険期間内のもの)

(2) 提出方法

- ① 提出期限: 令和4年8月10日(水)午後5時必着
- ② 提出場所: 「4 事務局」
- ③ 提出方法: 郵送又は持参

(3) 参加辞退

参加表明書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届(様式第2-2号)を、「4 事務局」あてに持参又は郵送すること。

(4) 資格審査結果の通知

参加表明書等の提出があった応募者について審査の上、参加要件を満たしている応募者には、企画提案書の提出を要請します。

参加要件を満たしていない応募者は失格として、その旨及び理由を通知します。

- ① 通知日: 令和4年8月19日(金)までに書面により通知する。
- ② 企画提案書の提出を要請した応募者は、県立延岡病院のホームページで公表します。

9 企画提案書等の提出手続き

(1) 企画提案提出書類

次の①から⑥の順にA4ファイル(タテ型)に綴じて、提出すること。

- ① 警備等業務提案総括票……………様式第3号
- ② 会社の状況……………様式第3-2号
- ③ 警備業務等実施の基本方針……………様式第4号
- ③ 警備業務等実施体制……………様式第4-2号
- ④ 配置警備員の人材育成計画……………様式第4-3号
- ⑤ 災害時・非常時の対応体制……………様式第5号

⑥ 委託料見積書……………任意様式

県立延岡病院警備等業務委託仕様書及び企画提案の内容に基づき業務期間における業務の実施に必要となる費用を算出し、見積書として提出すること。

なお、見積書の内訳がわかるよう算定根拠（人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等）を記載すること。また、見積金額は消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(2) 留意事項

- ① 提案件数は1社1提案のみとする。
- ② 企画提案書の提出部数は11部とする。（正本1部、副本10部）
- ③ 企画提案書本文の様式は表現のため必要がある場合を除き、原則としてA4版縦置き、横書き、左綴じとすること。また、頁番号を記載すること。

(3) 提出方法

- ① 提出期限：令和4年9月1日(木)午後5時必着
- ② 提出場所：「4 事務局」
- ③ 提出方法：郵送又は持参

(4) その他

- ① 提出期限まで企画提案提出書類を提出しないものは辞退したとみなす。
- ② 提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

県立延岡病院内に設置した選定委員会において、企画提案内容を書面審査にて評価を行い、優先交渉権者を選定する。

なお、選定された者が辞退するか、参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を優先交渉権者とするものとし、企画提案者が1者のみの場合は選定手続きを省略する。

(2) 評価事項

選定委員会において評価する事項及び配点比率は、別紙1「候補者選考評価基準」のとおりとする。

(3) 選定の時期

最終的な優先交渉権者の選定は、令和4年9月16日(金)頃を目途として行う。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、書面により速やかに通知する。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外するものとする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容の開示を意図的に求めること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 苦情申立

手続きに関して不服がある場合は、任意の書面により苦情を申し立てることができる。

13 契約の締結

- (1) 契約内容
優先交渉権者と、契約条件を協議の上、委託契約を締結する。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約保証金
契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。
ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険証書を提出する場合。
 - ② 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する履行証明書を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 作成部数
契約書は2部作成し、発注者及び受託者が双方各1部保有する。
- (5) 作成費用
契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とする。

14 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、受託予定者の選定以外の目的には応募者に無断で使用しないが、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- (5) 提出された書類は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 応募者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負う。
- (8) 企画提案書の中で提案した内容は、契約締結後も責任を持って行うこととする。